

ヌルハチ大妃ウラ = ナラ氏 〈殉死〉考略

増井 寛也

はじめに

入関前以来、マンジュ人（満洲 manju）—1635 年以前はジュシエン jušen—に殉死習俗が盛行したことは、よく知られている^①。つとに先学の説くごとく、殉死の慣習は金代女真人（女直 jürčen）以来の遺風であり、その背後に死者は冥府において現世と同様の生活を営むとするシャマニズム的他界観が存在した^②。文化人類学の定義によれば、自発的意志による殉死と強制による殉死とは峻別されるべき現象であり、通例は後者を指すのに対して、前者—たとえば江戸時代初期の武士社会に頻発した主君に対する家臣の殉死（追腹^{おいばら}）が典型—は「ある程度なりとも制度的に存立しうるとすれば、それはごく特殊な歴史的・社会的条件下で孤立的な現象として発生したものに限定される^③」という。

ところで、ヌルハチ（後金国ゲンギエン = ハン / 清・太祖）の大妃 amba fujin [嫡妻] ウラ = ナラ氏 アバハイ abahai といえば、摂政王ドルゴンの生母としてばかりでなく、病死したヌルハチに殉じたことで清朝史上に著聞する。満文『太祖武皇帝実録』天命一一（1626）年八月一一日条は、大妃が殉死を遂げた情景を以下のように描写する^④。

（大妃は）容姿秀丽なるも心根悪しく、ハンをつねに嘆き怨ませていた。いかに奸智に長け口先が巧みであろうと、ハン^の英明に遮られて過ごした。太祖ゲンギエン = ハンはその妃の様子を知って、後に残せば国政に乱れとなりはしまいかと、ハンはその身が崩じ

た後、必ず殉じさせよと予め書を作り、ベイレらに与えておいた。衆ベイレは太祖ゲンギェン＝ハンの遺書の言をもって大妃に「ハンなる父は、妃なる母は必ず殉じよと言っていた」と人を遣るので、大妃はその言に「我は従わぬ」と言い抜けても、衆ベイレの言うには「母よ、汝が辞退したとて、我らは（この世に）留めはしない」ときっぱり言うので、妃は朝服を着て金・東珠で身を飾り、衆ベイレに向かって泣きつつ言うには「我はハンなる夫に十二歳にして連れ添い、珍奇な衣を着、種々の糧を食べ、二十六年過ごして離れ難いので殉ずる。我が二人の幼子ドルゴン、ドドをよろしく慈しみ養え」と言った後、衆ベイレは皆ともども泣きつつ答えるには「我らが二人の幼弟を慈しまぬなら、ハンなる父を忘れたということであるぞ。慈しまない道理があろうか」と言った後、それから大妃は十二日に、辛亥の日の辰の刻に殉じた。三十七歳であった。

ヌルハチ（以下、太祖で統一）は①生前に「自分の死後、奸智に長けたウラ＝ナラ氏（以下、大妃で統一）を生かしておけば、国政に容喙する恐れがあるので、必ず殉死させよ」と遺言していたので、②諸ベイレ（王）は大妃に殉死を迫り、大妃は一旦抵抗するものの、③「母上、あなたが逆らったとて、我らは生かしておかぬ」と断言されてやむなく翻意し、④太祖が病没した翌日、盛装の上、幼い二児ドルゴンとドドの撫育を託して殉死したことになる。これを額面どおりに受け取る限り、大妃は殉死を強制されたと断ずる他ない。

しかるに、こうした断定がただちに成り立つのかといえば、どうやらそうではないらしい。というのも、『武皇帝実録』のこの記述に関しては、太宗ホンタイジ（以下、太宗で統一）の即位事情と絡めて、かねてより遺書の捏造と政略的な曲筆とを疑う言説が存在したからである。捏造説によれば、太祖の生前から太宗と大妃一派との間に水面下の闘争があったことを根拠に、太宗が太祖の遺書を捏造して殉死を強

要したと推論する^⑤。また曲筆説によると、そもそも殉死を許されるのは妻妾最高の榮譽であったため、太宗は史官に命じて故意に大妃殉死の経緯を歪曲し、もって大妃所出のアジゲ・ドルゴン・ドド三子の地位を低く抑制するとともに、自己のハン位継承を正当化しようとしたと説く^⑥。

こうした捏造説や曲筆説に立脚すれば、『武皇帝実録』が太宗生母 イェヘ＝ナラ氏モンゴジェジェ monggojeje (癸卯/1603年九月に病死)の顕彰に賛辞を惜しまなかったのも^⑦、裏面に大妃に対する否定的評価を際立たせる目的があったと考えれば腑に落ちる。さらに太宗の没後、幼い順治帝フリンの摂政となったドルゴンが『武皇帝実録』の重修を命じた際、生母関連の記述を削除させた——ドルゴン没後、原状に復した^⑧——のもまた、殉死の記述に太宗の命によるなんらかの作為があったことを物語る。このように捏造説や曲筆説の成り立つ蓋然性は否定できないものの、一体大妃が殉死を志願したのか、それとも強制されたのか、真相を究明すべき直接の確証を欠くため、推論の域を遠く出ないのが現状である。

にもかかわらず、筆者があえて再論を試みるのは、太宗孝荘皇后ボルジギット氏(順治帝の生母)が康熙二六(1687)年に崩御した際、遺詔のなかで太宗に自殉する意志があったと述懐している——この一件については後述する——、大妃の殉死を強制と断定することに強いためらいを覚えるからである。そこで、この小論では特に自発的な殉死に焦点を当て、いかなる立場にある人間がいかなる理由から、だれの死に自ら殉じたのか、実例を挙げつつ分析し、そこから帰納される特性と大妃の置かれた客観的状況とを突き合わせ、両者相互の整合性いかにについて筆者なりの判断を提示することにしよう。

一、ハン（皇帝）・王公に対する臣下の殉死

史料的に確認し得る範囲では、自発的な殉死を行う主体は臣下（対主君）と妻妾（対夫）に大別される。臣下の殉死から取り上げると、ヤスンの不履行（太祖に殉ずると公言しながら違約）、スクサハの未遂（順治帝に殉ずることを願いながら、遺詔により心ならずも断念）を除けば、太宗に殉じたダウンダリとアンドリ、順治帝に殉じたフダリ、肅親王ホオゲに殉じたダバイ、順承郡王レクデフンに殉じたヒヤムシャンなどの実例がある。

このうち、ヤスン、スクサハ、ヒヤムシャンは満洲八旗を構成する通常のニル（tulergi niru 中の dorgi niru^⑨）に所属する旗人であった。ヤスンは不履行に終わった変則的事例ながら、時期的に最も古く、また対象が太祖ということもあって軽視できない。順治初纂滿文『太宗実録』天聰三（1629）年八月初八日条に以下の記事がある。[/] は順治初纂滿文本・漢文本の対照語彙、（ ）内は筆者の補足である。

アサン（副将）がヤスンをば、彼ら（アサンとその子弟）とともに逃亡したいと謀議していた（が）、（逃亡する）^{すき}隙がないため同行しなかったと告訴した。それで審理すると事実なので、ヤスンを誅殺した。ヤスンはもともと小者 [buya niyalma/ 微賤] であった（が）、ウジャル城にイエヘ（国）の兵が来たとき、大功が有った（ので）、太祖武聖皇帝は引立てて大臣 [amban/ 大僚] となし、いずれのものよりも側近くに召使い愛養した。太祖が存命のとき、ヤスンは必ず殉死する [dahame bucembi/ 以身殉之] と誓言していたが、太祖が崩じた後、殉死しなかった。また（太祖の）葬礼を軽んじ、その後には逃亡（まで）するといっているので、誅殺した。

とある。太祖の生前、ヤasnは殉死すると誓約したのに実行しなかったばかりか、太祖の葬儀を軽んずるという前歴があった。そこに明の寧遠城に逃亡しようとして舞い戻ってきたアサンの「ヤasnも本来同行するはずであった」という告発が重なり、太宗は遂にヤasnを誅殺したのであった。この不名誉な最期によりヤasnの列伝は存在しないが、『満文老檔』などの記事を点綴すると、天命六年以後、副将であったヤasnは二度も死罪に擬されながら、太祖の処分は降格か革職にとどまり、また一度は太宗に属下として与えたものの、太祖はすぐに手許に連れ戻している。^⑩「いずれのものよりも側近くに召使い愛養した」という破格の厚遇は強ち誇張ではなく、またバトゥル号も保持したようなので、^⑪勇猛さを公認された武人であった。よって、ヤasnが太祖の生前から殉死を誓約し公言したのは、微賤の身から拔擢され、かつ側近くで寵遇された殊恩に感激したためであって、もとより自発的意志に発する。ヤasnは太宗即位直後の第一次朝鮮征討（天聰元年）に従軍し、軍功により世職（世襲の爵位）^⑫が備禦から三等遊撃に昇格しているの^⑬で、殉死の不履行は非難されたにせよ、重大な余罪が露見しなかったとすれば、物理的制裁には至らなかったと考えられる。

ついでスクサハの殉死未遂については、『聖祖実録』康熙六（1667）年七月乙卯条に、

太子太保内大臣蘇克薩哈、疏して言へらく「臣、才庸識浅なれども先皇帝の眷遇を蒙り、抜きんできて内大臣を授けられ、夙夜悚懼して大恩に背くを恐る。先皇帝上賓の時に値りて、惟だ身ら殉じて以て愚愼を尽くさんことを願ふ。意はざりき、恭しく遺詔を奉ずるに、臣の名の輔臣の中に列せられんとは。臣、分として死するを獲ざれば、以て余生を蒙昧し、勉めて心力を竭し、報称せんことを冀図するも、不幸にして一二年来、身は重疾に嬰り、始終皇上の前に効力する能はず。此れ臣の遁れる可からざるの罪なり。茲に皇上の大政を躬親するに遇ふ。伏して

睿監を祈りて、臣をして往きて先皇帝の陵寢を守り、線の如き余息をして以て生全するを得しめなば、則ち臣の皇上養育に仰報するの微忱も、亦た以て稍や尽す可し」と。

とある。このようにスクサハは順治帝の没時に、輔政四大臣の一人として幼い康熙帝を教導せよとの遺命を受け、余儀なく殉死を断念したのであるが、その後、康熙六年七月、康熙帝の親政開始に及んで、重病を理由に輔政大臣を辞し、順治帝の陵墓を守って余生を送りたいと願い出た。このとき、かねてスクサハと確執のあった輔政大臣オボイは、スクサハが殉死しなかったばかりか、臣下としての本分を尽くしもせず、先帝の陵墓を守りたいなどと奏請したのは遺詔に背逆する大罪であると断罪し、子姪ら十数名ともども極刑に処した。

輔政大臣間の確執はさておき、スクサハの殉死を願い出た理由が、旧主たる摂政王ドルゴン（太祖の正黄旗 [→鑲白旗→正白旗へ旗色は変更] を継承）の没後、その逆状を暴く口火を切った功績により、順治帝の厚い恩顧を被った過去に関与していることは、在華イエズス会宣教師であったアドリアン＝グレロン（聶仲遷）の見聞記に徴してもほとんど疑いない¹⁴。もっとも、グレロンが「この王国（海西イエヘ国）の出であるスカマ（＝スクサハ）は囚われの身となり、アマヴァン（ama wang＝ドルゴン）の奴隷となった」とか、オボイが「スカマの生まれの悪さと、奴隷であったことについて散々に罵倒し¹⁵」たと述べているのは疑念を禁じ得ない。イエヘ国の王族であったスクサハの父スナは、本国の滅亡に先立って来帰し、万曆四一（1613）年に太祖六女に尚してエフ（efu 女媧）号を帯びたのみか¹⁶、スクサハ自身もスナ＝エフの長子として太祖の「禁廷に入侍し、恩眷を承け」（『満洲名臣伝』巻五、蘇克薩哈伝）たというから、奴隷（アハ aha）身分であろうはずがない。グレロンによれば、旗人とその妻子・子孫は「（彼らが属民として）登録された旗を指揮する王子たちの奴隷だと永久に見なされてい¹⁷」たというが、上記の奴隷がかかる八旗の統属関係の文脈に立脚する用語なら、あえ

て問題視するまでもない。オボイが口走った「奴隸」云々は単なる罵倒であるか、グレロンの伝聞に何らかの事実誤認があるのであろう。

ヒャムシャンの場合も、ヤスンやスクサハ同様、通常のニルに属する有力な旗人であった。『八旗通志初集』（以下『初集』と略称）巻二三八・夏穆善伝に、

夏穆善は満洲正紅旗の人、原任盛京將軍葉克書の次子なり。初め噶布什賢轄と為り、勇有りて義を好む。……（順治）九年三月、多羅順承郡王勒克德渾薨逝す。夏穆善、本旗の王に係り、恩遇素より厚きを以て、遂に慷慨して従死す。礼部以聞し、旨を奉ずるに「この殉死、嘉す可し。拖沙喇哈番を給与せ著むるも、後、例と為さず」と。是に於いて三等阿達哈哈番より加へて二等阿達哈哈番と為し、第五子翔格色を以て承襲せしむ。仍ほ予卹すること典礼の如し。人は其の好義に服し、威な称して従前未だ有らずと為すと云ふ。

とある。ヒャムシャンは、太宗期に正紅旗のグサイ＝エジェンを長く務めたイェクシュを父にもつ名門旗人であつて、上記ヤスンのごとく無名の小者から立身したのではない。順治帝が「この殉死は嘉すべきであるから、世職を加増して二等阿達哈哈番に昇級させるが、以後、定例とはしない」との措置を命じたのは、「身を以て王に殉ずるも、官職を給するの例なし」（『初集』巻二三八・達拜伝）という当時の事情に加えて、名門旗人の殉死が「嘉すべき」義挙でこそあれ、きわめて例外的な現象だったからでなければならない。¹⁸「威な称して従前未だ有らずと為」した事実から推して、本旗の順承郡王レクデフン（太祖嫡次子ダイシャンの孫）に殉じたヒャムシャンの行動は、当時の世人も驚嘆するほどの椿事だったのであろう。ヒャムシャンは元来、「勇有りて義を好む」気質の持ち主であり、「恩遇素より厚」かった主君レクデフンの死去に「慷慨」する余り殉死を遂げたのであつて、忠誠の極

みというよりは、むしろ抑えがたい激情の噴出と理解すべき行為である¹⁹。不履行と未遂を含む以上の三例が、通常ニル所属の臣下による自発的殉死のすべてである。

二、主人に対するボオイ＝ニャルマの殉死

同じく臣下といっても、ドゥンダリ、アンダリ、ダバイ、フダリらはボオイ＝ニルに所属した点で、前項の三人とは事情を異にする。太宗に殉じたドゥンダリとアンダリについては、『世祖実録』崇徳八(1643)年八月辛未(一〇日)条に太宗崩御の翌日のこととして

時に章京敦達里・安達里の二人、殉ずるを願ふ。敦達里は満洲人なり。幼くして太宗に事へ、後に和碩肅親王豪格に分隸す。太宗賓天の後に及んで、敦達里幼くして恩養を蒙り、永離するに忍びざるを以て、遂に身を以て殉ず。諸王・貝勒等甚だ之を義とす。敦達里、君を忘れざるを志し、忠忱尚ぶに足るを以て甲喇章京(世職)を贈り、子孫は永く徭役を免ず。儻し重典を干犯するも、応に赦すべき者は即ち開積に与り、応に赦すべからざる者も仍ほ等を減ず。官爵は世襲して替へること勿し。安達里は葉赫の人なり。来帰の時より、先帝憐みて之を養ふ。微賤より殊恩に沐し、官職を授けらるれば、亦た殉ずるを請ふ。諸王・貝勒等亦た甚だ之を義とす。各々安達里に衣一襲を予ふ。預め卹典を議し、牛泉章京を加贈して梅勒章京(ともに世職)と為し、子孫世襲す。其の徭を免じ罪を宥すこと、一に敦達里の例の如し。既に定議す。安達里を召して之を諭す。安達里、殉ずるの時に臨み、諸王・貝勒等に謂ひて曰く「若し先帝在天の靈、問ひて後事に及べば、將に何を以て応へんとするや」と。諸王・

貝勒等対へて曰く「先帝、鴻業を肇興す。我等は冲主を翊戴し、位を嗣ぎ基を承く。務めて当に衷心輔理すべし。儻し在天の靈あに邀へば、垂鑑呵護せよ。是れ願ふ所なり」と。

とある。二人の自発的な殉死を諸王・貝勒らは「甚だ之を義とし」たといひ、臣下の殉死が主君に対する忠誠倫理のこの上ない発露と觀念されたことは論を俟たない。とはいえ、進んで殉死を志願したのはヤスンらと同様、一定の条件を具備した臣下に限られる。ドゥングリは「幼くして（太宗の）恩養を蒙るを以て、永離するに忍びず」殉死したのであり、アングリは「来帰の時より、先帝憐みて之を養」ひ、「微賤より殊恩に沐し、官職を授けられ」たがゆえに殉死したのであった。このように殉死は主君から与えられた、すぐれて個人的な厚恩に報いる行為であった。しかも、すでに指摘があるように、ドゥングリとアングリはともにボオイ＝ニル booi niru のニルイ＝エジェン nirui ejen であった。²⁰

ボオイ＝ニルとは、ハン（皇帝）ないし皇族王公に私属するボオイ＝ニヤルマ booi niyalma（「家の人」＝家に属する奴僕 aha）をもって編成したニルであつて、通常のニル成員よりも強い隷属性をその特質とする。かといつて、ドゥングリとアングリはその隷属性ゆえに殉死を強制されたのではない。飽くまで自発的に主人に殉じたのであつて、『初集』巻二二四・敦達礼伝にも以下のような明証がある。

敦達礼は満洲鑲白旗の人なり。姓は郭爾羅斯氏、占河に世居す。幼きより太宗皇帝の近侍と為り、甚だ親信せられ、前後人口十三戸を賞給せらる。崇徳元年、肅親王豪格分封す。豪格は太宗の長子為りしかば、特に敦達礼を遣して之を輔けしむ。諭して曰く「汝は幼きより我に随ふ。其れ甚だ誠心に王を輔佐せよ。王に過失有れば、汝須らく諫勸すべし」と。是に於いて賜ふに牛泉章京の職を以てし、親王府の事を掌管せ俾む。敦達礼、秉

性忠直、事に遇へば勸諫し、偶々聴かざること有れば、実に抛りて陳奏す。還りて内侍と為るを請ふや、太宗即ち王を召し温旨もて開導し、随いで親ら御衣一襲を解きて敦達礼に賜ひ、仍ほ王に従は令む。八年、太宗賓天す。敦達礼、朝衣を服して哭踊し、匍伏叩首して死を以て殉ずるを請ふ。諸王等允さず、咸な謂はく「爾既に命を奉じて肅王に事ふ。何ぞ必ずしも此くの如くせんや」と。章京・甲兵に飭めて善く防守せしむ。敦達礼泣きて曰く「我幼きより主恩を蒙受すること特に渥く、且つ従前曾て大行皇帝に面奏して死を以て殉ずるを誓ふ。是の時、侍従の諸臣、那木達等の如き、皆親しく此の言を聞けり。若し初心に違へば、是れ虚言を以て主を誑たどくなり。任ひ防守を加ふるも、我が意已に決したり」と。諸王大臣、其の心の誠切にして挽回す可からざるを見、乃ち呉達海・貝子阿兒革図をして其の家に送還せ令む。敦達礼、遂に蒙古帳房内に於いて従容として自経す。時に崇徳八年八月十五日なり。事聞す。旨を奉じ礼部に論して祭奠せしめ、工部に營葬立碑せしむ。其の子鄔赫に阿達哈哈番（＝旧甲喇章京）の世職を賜ひ、永く徭役を免ず。……

皇族諸王らが「汝はすでに先帝の命で肅親王ホオゲ殿にお仕えしている以上、先帝に殉ずる必要はない」と制止するのを、ドゥングリは「かねてより先帝の面前で殉死を誓約していたし、その証人もいるので、約束を破るわけにはまいらぬ」と振り切って、自ら縊死したという。その際、「幼きより太宗皇帝の近侍と為り、甚だ親信せらる」とあるように、主従の間に長期にわたってきわめて親密な一体感が醸成されており、だからこそ太宗は長子肅親王ホオゲの輔佐と親王府の管理を委任したという事実を看過すべきではない。アングリに関しては『初集』巻一五〇に列伝があるものの、惜しくも詳しい情報を欠く。

ホオゲに殉じたダバイの事例にも、同様の一体感が看取される。ダバイはドゥングリの従弟であり、ドゥングリを引き継いでホオゲのボ

オイ = ニルを管理し、ニルイ = エジェンとなった人物である。^{②)}『初集』
卷二三八・達拝伝はその殉死を、

達拝は満洲鑲白旗の人なり。姓は郭爾羅斯氏、占河地方に世居す。年十二、太宗文皇帝選取して肅親王豪格に随侍せしむ。王の年も亦た幼く、達拝昕夕離れず。王の年長じて分封するに比ひ、達拝をして王府錢穀の事を掌ら令む。太宗復た取回して任用し、屢々試みるに事を以てす。五年にして復た遣して王府に詣らしむ。又た索尼巴克式を遣して王に諭して曰く「達拝は忠慎なり、爾其れ之を信任せよ」と。……時（順治四年）に睿王摂政し、肅親王の己れに附かざるを惡み、誣ひて其の罪を致し、之を幽禁す。王府旧時の護衛人員、俱に敢へて近かず。惟だ達拝のみ相害さるるを避けず、日々往きて伺候す。飲食を具へ、親ら送りて禁所に至る。王の性、穀食を喜ばざれば、達拝は妻をして手ずから具を治め、烹飪縷切せ令め、王の素より嗜む所の如くして後、進む。門者に詢ひ、王の飲食常の如くんば、帰りて即ち欣喜す。如し王憂懼し飲食減少すと云へば、帰りて即ち涕泣す。憤悶閉目して、終日言語せず飲食せず。五年に至りて王薨ず。達拝哭泣して哀を尽し、王府を助けて衣棺を備へ、葬事を治む。既に葬りて月を躡ゆ。達拝、月墳に上り訖り、^{③)}王の二子に叩辞して帰り、即ち自経して以て殉ず。睿王之を聞きて大いに怒り、下令して其の屍を暴き、其の家人を執ふ。数日を躡えるも能く殞斂する莫し。義烈の氣、路人皆為に哀感す。

と伝える。ダバイは少年時代から日夜ホオゲに近侍し、ホオゲが肅親王に分封されると王府の財務を差配し、ダウンダリの殉死後はホオゲのボオイ = ニルを管理した。ホオゲが摂政王ドルゴンに憎まれて幽閉されると、王府旧時の護衛すらも遠ざかるなか、ダバイのみはホオゲの好む料理を妻につくらせて幽閉場所に日参し、門番にホオゲの様子

を尋ねては一喜一憂したという。ダバイが殉死した背後には主君への忠誠にもまして、こうした家族に比すべき濃やかな情愛が作用したと見るべきであろう。順治帝は親政後、異母兄ホオゲに殉じたダバイに特旨をもって「太宗に殉ずる大臣の例に照りて三等阿達哈哈番を給与し」ている（『初集』達拝伝）。

順治帝に殉じたフダリは、『初集』巻一六六・邁堪伝に、

邁堪は満洲正藍旗の人、姓は瓜爾佳氏なり。父は丹穆布と曰ふ。邁堪、早歳より太宗文皇帝に事へ、小心にして過つこと無し。其の妻葉赫勒氏は世祖章皇帝の乳媪為り。……次子傳達礼は三等侍衛に任じられ、世祖に侍従し、亦た忠勤謹恪なり。順治十八年正月、世祖賓天す。傳達礼即ち捐軀して以て従ふ。特恩もて世職一等阿達哈哈番を授け、祭葬すること典禮の如し。忠貞と諡し、其の長子和爾敦を以て世職を襲がしむ。

とある。フダリの父マイカンは若くして太宗に仕え、「小心にして過つこと無し」であったというから、明記こそないものの、やはりボオイ＝ニルに所属したと思われる。マイカンの妻が順治帝の乳母 *huhun i eniye*——その夫を *huhun i ama* という——であったという事実も、上の推測を裏書きする。なぜなら、清代にあつては皇子の乳母は通例、内務府（皇帝直属のボオイ＝ニルによって組織された家政機関）より選任されたからである。²³ 従つて、順治帝の乳兄弟にあたるフダリは、主従とはいえ家族も同然の親密な関係にあり、また侍衛としてつねに順治帝の身边に近侍した。²⁴

以上のような数例を除けば、ボオイ＝ニルマの殉死は多くの場合、強制的なそれであった。康熙一二（1673）年にようやく、「八旗包衣佐領下と奴僕」を皇帝・皇族王公あるいは主人に殉死させることを禁止したところから察すると、ボオイ＝ニルの成員や旗人所有の奴僕に対する殉死の強制は、現実には頻りに行われていたのである。それが

記録の表面に現れなかったのは、奴僕殉死のありふれた日常性に加えて、人身供犠にもひとしい惨酷な実情を憚ったためであろう。換言すれば、忠義の行為として称賛され記録にとどめられたのは、通常ニルの成員はもとより、隷属的なボオイ＝ニルの成員にあつてさえ、^⑥主君の厚恩に報いたいと熱望するとか、身辺に近侍して特別に濃密な親愛の情を抱いたものによる自発的な殉死に限定された。

三、夫に対する妻妾の殉死

つぎに、殉死事例の大半を占める妻妾のそれを瞥見してみよう。入関以前と以後の具体的な殉死例は先行の諸研究や『初集』列女伝にほぼ網羅されているので、ここでは新たな事例を付加することに努めるよりも、天聰・崇徳年間に発布された妻妾対象の殉死関連法規を中心に考察を進め、太宗が妻妾の殉死にいかなる規範意識をもって臨んだのかを検討したい。満文『内国史院檔』天聰八(1634)年二月五日条に太宗の論旨が見え、副葬すべき着衣の数量を制限した後、妻妾の殉死に関して以下のように厳命する^⑦。文中、[/]内の左は原満文、右は順治初纂『太宗実録』の漢文であり、()内は筆者の補足である。

また、およそ女たちが殉死したいと言えば、夫の愛妻 [haji sargan/ 正妻] が殉ずるように。衆人は称揚したい。愛妻たる汝が死なずしてありながら、房婢 [sula hehe/ 侍妾] を強いて死なすなら、汝を死罪とする。夫の顧みない妻 [eigen i tuwarakū sargan/ 夫主不睦之妻]、(ならびに) 房婢 [booi sula hehe/ 侍妾] は殉死するな。法を違えて死んだとき、遺骸を部の者が検分して犬に食わせる。死んだ女の補いを立てさせ取り上げる。(違法の殉死を) 告発すれば、告発者を本主から離す。(違法の殉死を制止

しなかった) 夫の諸兄弟の各々に規定通りの罪(罰銀)とする。

この禁令は夫と仲睦まじかった「愛妻」(正妻)の、真に自発的な殉死だけを許可するものであるから、それ以前は「愛妻」が自ら殉死を選択して衆人から「称揚」されたばかりでなく、「夫の顧みない妻」が周囲の反対を押し切って殉死したり、あるいは正妻が自分の身代わりに「房婢」(ボオイ＝ニャルマで奥向きに召し使う婢妾)に殉死を強制することが多発したと考えてよかろう。²⁸ただし、すでに指摘があるごとく、この禁令以前からの不文律として、「愛妻」が殉死を切望したとしても、養育すべき幼い子供をもつ場合は、原則的に殉死者から除外されるべきであった。²⁹

上の制限令から四年を経た崇徳二年、太宗が管部バイレらを通じて群臣に下した宣諭のなかにつぎの一節がある。すなわち、順治初纂満文『太宗実録』同年四月二二日条に、

また、苦戦して夫たちの獲得した朝鮮の婦女らを、我が国の婦女らは迎え取って、熱湯を浴びせ、打ち叩いて罰するということである。汝が夫に妻[sargan/妾]として娶らせず、房婢[sula hehe/婢]として居らせず、(夫を)独占して生き、夫に殉じて死ぬのなら、それまでのことだが、死なぬなら必ず殉じさせて殺す。妻として連れて来たものを妻となし、房婢として連れて来たものを房婢となすなら、殉死するとしなるとは汝の意のままにせよ。

とある。第二次朝鮮征討時に八旗将兵が擄掠し、家に連れ帰った多数の朝鮮人婦女に対して、将兵の正妻が嫉妬にまかせて虐待を加えるため、太宗は朝鮮人婦女に妾(側室)なり房婢(婢妾)なりの位置を与えないのなら、夫の没時に必ず殉死させると厳命したのであった。一見、正妻の自発性を重んずるとした先の殉死制限令の趣旨を覆すかのよう

であり、そのためかこれを懲罰としての強制的殉死と解するむきもあるが、³⁰疑義なきを得ない。むしろ太宗の真意は、夫に妾・房婢を置かせないほど愛情を独占した「愛妻」ならば、当然、自発的な殉死以外に選択の余地はないはずだとの前提に立って、妻の嫉妬を威嚇的に封じ込めるところにあった。だからこそ、朝鮮人婦女を妾・房婢として家庭内に受け入れる限りにおいて、「殉死するとしなないと、汝の意のままにせよ」と正妻に選択の自由を保障したのである。ちなみに、康熙二七（1688）年、諭旨により王公以下小民の婦人に至るまで、亡夫に対する殉死とそれへの国家的な表彰を永久に厳禁し、それでもなお殉死したいものは管轄の大臣が礼部経由で皇帝に奏聞し、裁可を得て行うことになった。³¹

ここまでの議論から見えてくるのは、入関以前と以後を問わずマンジュ人社会にあつては、強烈な報恩の念や濃密な情愛、あるいは抑えがたい激情に支えられた自発的な殉死のみが賞賛と榮譽に値した反面、主命に従って殉死すること自体は奴僕・婢妾としての義務的行為に過ぎなかったという事実である。この二点を確認した上で本題に立ち返るとき、大妃殉死の動機に関わる關鍵として注目されるのが、アジゲ・ドルゴン・ドドによる両黄旗（太祖直属軍団）の相続である。というのも、家産は通常、諸子が成人分家するごとに分与されたにせよ、その多寡と良否は家父長の一存によって大きく左右されたからである。³²つまり、三兄弟が太祖にとって晩年の愛児たちであればこそ、亡父の遺産たる八旗最強軍団を相続し得たのであり、大妃が太祖の愛妻であったことはほぼ動かせない。

太祖の没時、三兄弟の数え年齢は各々二二歳、一五歳、一三歳であり、すでにアジゲは妻帯者にして一兄の父であったし、³³ドルゴンは一三歳で妻帯していた。³⁴よって、一三歳・未婚のドドだけが、かろうじて「幼子」の範疇に属したわけであるが、それでも殉死阻止の十分な理由となり得たことは、太宗異母兄マングルタイ＝ペイレの正妃の事例がこれを立証する。『満文老檔』天聰六（1632）年一二月二日条に、

申の刻にベイレは薨じた。……その時マングルタイ＝ベイレの正妃 amba fujin が殉おうとしてハンにに伺わせ、「我はこれまで共に生きながら、どうして夫のベイレに後れられようか。殉う」と言ったので、ハンは「汝の諸子は幼い。父がない上に母もなければ、諸子は何の楽しみがあつて成人しようか」と言って引き止めたが、妃は「我が生きていたとて、何で特別に養えようか。叔父のハンや伯父のアンバ＝ベイレ（ダイシャン）が皆で養つて下さるだろう」と答えて、髪を切らず耳飾りを外さず、大いに拒んだ。ハンは引き止めに力め、ドンゴ＝ゲゲ（太祖長女）及び諸王を遣わして髪を切らせ耳飾りを外し、諸子を憐れんで、妃の殉うのを思い止まらせた。……

とある。^⑤ マングルタイが病死したとき、殉死するといひ張る正妃に、太宗が直々に「汝の諸子は幼い」と諭しても、一切耳を貸そうとしないので、無理やり髪を切らせ耳環をはずさせたすえに、ようやく思い止まったという。マングルタイの嫡福晋には男子がなかったので、^⑥ ここにいう正妃ならびに「幼い」男子とは、継娶福晋ハダ＝ナラ氏とその末子アカタ＝アマ（天聰六年当時、未婚・一三歳）に相違ない。^⑦

かくしてハダ＝ナラ氏をとりまく状況は大妃と大差ない上、前述した太宗自身の規範意識に照らしても、大妃は殉死の断念を強く懇望されこそすれ、反対に殉死を強要されねばならない理由はどこにも見当たらない。別言すれば、大妃への殉死強要を正当化する根拠は、結局、存否すら不確かな太祖の遺書以外にないわけである。^⑧ いま、遺書は実在せず、従つて殉死の強要もなかったと仮定してみよう。その場合、大妃は制止をものともせず、敢然と殉死したことになり、愛妻としてこれほど称賛に値する行為はあるまい。『初集』巻二四〇・一品夫人瓜爾佳氏伝に見える能哲の殉死はこれを傍証する。

一品夫人瓜爾佳氏、正黄旗滿洲呉爾清阿佐領下の……原任巴牙

喇章京莫泰の妻に係る。……瓜爾佳氏は生れながらにして淑慎、父母之を名づけて能哲と曰ふ。少くして親に事へて甚だ孝なり。莫泰の母覺羅氏、其の賢を聞き、聘して子婦と為す。年十三にして莫泰に適く。莫泰年十五にして太宗文皇帝近侍の藍翎轄員と為る。……生子席柱の年十四にして莫泰病む。医藥効罔く、氏夜に天に禱り、身を以て代へんことを求む。湯藥飲食、身ら親しく嘗めて後進む。衣、帯を解かざること三月。病篤きに及んで、莫泰曰く「我が病勢、復た起にどとなおらないこさず。汝其れ善く我が母に事へ、我が子を撫せ」と。氏泣きて曰く「子將に成立せんとす。即ち祖母を奉養し、君の志を継ぐ可し。妾は必ず君に泉下に従はん」と。已にして莫泰卒す。氏哀慟し、將に身を以て殉ぜんとす。族衆環跪して之を止む。氏曰く「吾が志已に定まれり」と。夜二鼓、潜かに別室に入り、戸を閉ざして自經す。(族衆) 覚るに及んで、已に氣絶す。年二十八歳。時に順治八年閏二月二十五日なり。

さながら漢人「烈婦」と見紛うようなこの記述を、マンジュ婦人にも一般化してよいものか、やや躊躇を覚えなくもないが、能哲の殉死は大妃殉死の動機を考える上で、なお貴重な事例たるを失わない。前後勘案して、呉爾清阿佐領(満洲正黄旗第五參領 jalan 第三佐領 niru) 下の莫泰が病床に伏したのは、順治八年閏二月二五日から三ヶ月を遡る前年末のことであった。そのとき一四歳であった息子席柱は、年明けには数えの一五歳となり、莫泰の危篤時には「將に成立 (=成人) せんとし」ていたというし、莫泰が能哲と結婚したのも一五歳のようであるから、一般にマンジュ人男子の成人年齢は一五歳前後であったと見てよい^⑧。能哲は席柱(未婚・未成年)の撫育を夫から託されながら、仲睦まじかった夫の後を追うことを決意し、反対する族衆の監視をかいぐって殉死を遂げたのであった。移してもって、大妃が太祖の愛妻ゆえに、またドドの成人間近な年齢ゆえに、殉死を志願し遂行したこ

とを傍証するに足るであろう。

四、太宗莊妃の殉死志願

最後に、順治帝フリンの生母であった孝莊皇后ボルジギット氏（七五歳で病没）の、件の遺詔に言及しておきたい。『聖祖実録』康熙二六年一二月己巳（二五日）条に

太皇太后、慈寧宮に崩ず。遺詔に曰く「予、薄徳を以て幼くして太祖高皇帝の聘を登むを承け、太宗文皇帝を奉ずるを獲たり。内政を贊助し、越に既に^{こゝ}有年なり。不幸にして龍馭上賓し、痛みて生きるを欲せず。身を以て殉ずるを誓ふも、諸王大臣、世祖皇帝の方に冲齡に在りて大統を継承し、保護の託する靡きを以て、辞を合して堅く請ふ。勉めて此の身を留めて撫育教訓し、未だ嘗て少しも懈らず。……」と。

とあり、ボルジギット氏は太宗の死に殉ずることを願ったものの、諸王・大臣らが順治帝の幼齡（即位当時六歳）を理由に反対したため、やむなく断念したという。もっとも、このボルジギット氏は五人いた太宗嫡室の一人には相違ないにせよ、当初皇后の地位にはなかった。すなわち、天聰年間「西永福宮福晋」と称され、崇徳元年に太宗が帝位につき后妃の名号を定めると、西永福宮福晋は「西永福宮莊妃」に冊封された。このとき莊妃は五人の嫡室中、清寧中宮皇后を筆頭に東関雎宮宸妃、西麟趾宮貴妃、東衍慶宮淑妃に次いで最下位にあったが、⁴⁰莊妃以外から生まれ、かつ夭折しなかった男児は貴妃ナム＝ジュン所出のボンボゴルを余すのみであり、年齢もフリンより幼かった。

かくして順治帝の即位とともに莊妃は皇太后と称されるようになり、順治帝を継いだ孫の康熙帝によって皇后に追尊されたのであった。^④

ところで、後掲〔太宗后妃表〕にも示したように、太宗には嫡室が五人 (№1-5)、準嫡室が四人 (№6-9) あったとされるなか、^④ 出産年次から判断して元妃ニユフル氏と継妃ウラ＝ナラ氏がもとは嫡室首位と二位の座を占めたはずである。^④ ニユフル氏の生んだロボホイは夭折したため、太宗嫡長子として将来を囑望されたのはウラ＝ナラ氏所出のホォゲであった。その後、甲寅 (万曆四二/1614) 年、ホルチン部との同盟強化という政治的要請から同部長マンガスの女が太宗の嫡室に迎えられるが、男児を出産することはなかったため、結果としてホォゲの地位は揺るがなかったと考えられる。『李朝実録』仁祖九 (=天聰五/1631) 年閏一一月壬戌条に

上 (仁祖)、秋信使朴簪を引見す。……上曰く「汗 (=太宗) の子、其の父と如何」と。簪曰く「其の子、名は好古伐於。年二十余にして容貌不凡、頗る弓馬の才あり。……」と。

とあり、「好古伐於」호고벌어、すなわちホォゲ＝バイレ hooge beile (当時二三歳) は確かにハン位継承有力候補の一角に位置していた。

ところが、その七年後の『李朝実録』仁祖一六 (=崇徳三/1638) 年八月甲午条には

賓客朴簪、將に還りて瀋陽に赴かんとす。上、之を引見す。……簪曰く「彼の諸王輩、皆党を分かち、多く乖争の事有り。汗死せば、則ち国は必ず乱れん。虎口、即ち汗の側生子なれば、名位を定めず。又た十四歳の子有るも、而れども側生を以ての故に、嗣と為るを得ず。他日、必ず争立の挙有らん」と。

とあって、変化の跡を鮮明に看取し得る。当時、瀋陽館所 (丁丑和約

[崇徳二/1637年]の結果、人質となった朝鮮の二王子、およびその随員の館舎)にあって、清朝の内情を日常的に見聞していた賓客(官名)の朴簪は、七年前の報告とは対照的に「虎口」^④ 亶子＝ホォゲは「汗の側生子」であるがゆえに、ハン後嗣としての「名位を定め」られていないと明言している。この観察は恐らく、崇徳元年の五后妃冊封に随伴してホォゲの地位が太宗の嫡子から準嫡子に低下し、同二年に宸妃が皇八子(無名)、続いて翌三年に荘妃が皇九子フリンを出産するに及んで、上の状況が確定したことを示唆する。文中、やはり「側生を以ての故に、嗣と為る得」なかった「十四歳の子」とは、年齢に按じて側妃イェヘ＝ナラ氏の生んだショセ(当時一歳)に該当するであろう。

五后妃中、太宗は宸妃を最も寵愛し、宸妃所出の皇八子を後嗣に立てる意志を有したが、皇八子は崇徳三年にわずか二歳で他界し、^④ 宸妃も同六年に薨去した。かくて五后妃の諸子にして太宗崩御時点で生存した嫡男は、フリン(六歳)とボンボゴル(三歳)だけであったから、ことに前者を産んだ荘妃は自ずから后妃間、および宮廷内での存在感を増したであろう。その荘妃があえて殉死を志願したのはなぜか。諸王・大臣が幼子の養育を理由に強く諫止することは分かり切っていたから、妃としての体面を飾ったという疑いもないではない。^④ しかし、たとえそうであったにせよ、自発的殉死を名誉の行為と認識していなければ、そもそも体面を繕う必要もないはずである。また当時、チベット仏教の再流伝によって、モンゴル人のもとで殉死はすでに過去の風習になりつつあったが、彼らの記憶から消滅し去ったわけではないので、^④ 荘妃の殉死志願はマンジュ文化に一方向的に順応した結果ではなく、モンゴルの伝統にも接触していた可能性がある。

おわりに

小論冒頭でも述べたように、大妃ウラ＝ナラ氏の殉死が強制なのか

志願なのか、真相究明の決め手を欠くという状況は、ここまで論じ至っても依然大きな変化はない。だとしても、大妃を圍繞する客観的状況から判断する限り、大妃は殉死を志願する要件を満たしており、そこに目立った違和感はない。反面、殉死を強要されたとなると、大妃は婢妾も同然の屈辱的かつ非礼な扱いを甘受したことになり、ほとんど容認し難い。そこで婢妾が強制された殉死のいつわらぬ実態を、順治末年の寧古塔^{ニングタ}地方を活写する『絶域紀略』「風俗」条の興味深い記事から窺ってみよう。説明の便宜上、文中に番号を振っておいた。

男子死せば、則ち必ず一妾の殉ずる有り。①当に殉ずべき者は生前に于いて之を定め、②辞するを容さず、^{たが}僭ふを容さず。③殉ずるに当たりては哭さず、艶妝して炕上に坐す。主婦は其の下を率い、^{もてな}拝して之を享す。時に及んで弓弦を以て扣環〔首に巻きつけ〕^ししっかりつかんで放さない)して殞せしむ。④倘し殉ずるを肯ぜざれば、則ち群起して之を縊り死せしむ。

見るとおり、①殉死する妾は夫の生前に予定しておく、②その予定者は辞退することも、前言を翻すことも許されない、③殉死に臨んでは盛装する、④予定にもかかわらず殉死を拒んだときには、周囲によって縊り殺されるという四点は、いずれも表面上、『武皇帝実録』の描写する大妃の殉死状況と驚くほどよく符合し、それを論拠に大妃の殉死は文字どおり強制であったと主張する見解もあるが⁴⁾、重大な見落としがある。すなわち、『絶域紀略』の記述する対象が飽くまで「妾」の強制的殉死であって、「主婦」(正妻・嫡室)のそれではないという決定的な相違を直視するなら、『武皇帝実録』と『絶域紀略』双方の記事が酷似していればいるほど、太祖の遺書によって殉死を迫られたかのごとく大妃の名譽を毀損しようとする前者の作為を、むしろ疑わねばならないのである。

現段階で筆者が発言できるのは、ここまでである。

【太宗后妃表】

№	后妃名※	姓氏	父名	成婚年次	子女の有無
1	孝端文皇后(清寧中宮后) ジュレ※※	科爾沁博爾濟吉特	莽古思貝勒	甲寅/1614年4月	女子3
2	孝莊文皇后(西永福宮莊妃) プンブタイ [№1の姪女]	科爾沁博爾濟吉特	塞桑貝勒	天命10/1625年2月	世祖順治帝福臨(崇徳3/1638年正月30日生)・女子3
3	敏恵恭和元妃(東関雎宮宸妃) ハイランジュ [№2の姉]	科爾沁博爾濟吉特	同上	天聰8/1634年10月	男子(崇徳2/1637年7月8日生、翌3年正月28日卒、2歳未有名)
4	懿靖大貴妃(西麟趾宮貴妃) ナム=ジュン[もとチャハルのリンダン=ハーンの妃]	阿魯阿巴海博爾濟吉特	額齊克諾顔	天聰8/1634年閏8月	和碩襄昭親王博穆博果爾(崇徳6/1641年12月20日生、順治13年7月薨、16歳)・女子1
5	康恵淑妃(東衍慶宮淑妃) バトゥマ=ゾー [同上]	阿魯阿巴海博爾濟吉特	博第塞楚祜爾	天聰9/1635年7月	子女なし
6	元妃	鈕祜祿	額宜都巴都魯	明記なし	洛博会(辛亥/1611年生、天命2/1617年卒、7歳、無嗣)
7	継妃	烏拉納喇	博克鐸貝勒	明記なし	和碩肅親王豪格(己酉/1609年3月13日生)・洛格(辛亥/1611年生、天命6/1621年10月卒、11歳、無嗣)・女子1
8	側妃	葉赫納喇	阿納布貝勒	明記なし	和碩承沢親王碩塞(天聰2/1628年12月24日生)
9	側妃	扎魯特博爾濟吉特	巴雅爾図戴清	天聰6/1632年二月	女子2

※()内は崇徳元年七月の冊封時の封号である。 ※※后妃の実名は松村潤「清太宗の后妃」に拠る。

【太宗嫡室の称号】

崇徳元年以前※	崇徳元年以後
dulimbai genggiyen elhe booi amba fujin 清寧中宮大福晋	gurun i ejen fujin 清寧中宮皇后
dergi hūwaliyasun doronggo booi fujin 東関雎宮福晋	hanciki amba fujin 東関雎宮宸妃
wargi da gosin i booi fujin 西麟趾宮福晋	wesihun amba fujin 西麟趾宮貴妃
dergi urgun i booi fujin 東衍慶宮福晋	ashan i ijishūn fujin 東衍慶宮淑妃
wargi hūturingga booi fujin 西永福宮福晋	ashan i jingji fujin 西永福宮莊妃

※備考：網掛けは崇徳元年の冊封以前と以後とで共通する称号成分

【注】

- ① ジュシェン人・マンジュ人の殉死慣行に関しては、(1)鄭天挺「滿洲入関前後幾種礼俗之變遷」(第五項「殉死」)(『清史探微』1945 [新版『探微集』1980])、(2)田中克己「マンジュ族の殉死」(『民俗学研究所紀要 [成城大学]』4、1980)、(3)李鳳民「《安達礼碑》—清初殉葬制度的歴史見証」(『民族研究』1984-4)、(4)張晋藩・郭成康『清入関前国家法律制度史』1988 (第六章・第四節・第二項「禁喪葬焚衣、殉葬逾制」)、(5)愛新覺羅・恒順「清初滿洲人殉習俗与大妃之死」(『雲南民族学院学報』1991-1)、(6)李鳳民・王菊爾「清初敦達里、安達里殉葬墓瑣記」(『瀋陽文物』1992年創刊号)、(7)定宜庄『滿族的婦女生活与婚姻制度研究』1999 (特に第三章・第二節「從死」)、(8)馮秋雁「清初陵寢之殉葬」(『滿族研究』2000-2)、(9)葛玉紅「論清代人殉制度的演變」(『滿族研究』2000-4)、(10)孫繼艷「從安達里殉葬墓的發掘談清初的人殉制度」(『滿族研究』2006-1)などが直接間接に論及する。
- また、北アジア史全般からの議論としては、(11)小松真一「北アジアに於ける殉死の風習に就いて」(『歴史と地理』9-3、1922)、(12)田中克己「東亜における殉死の慣習」(『学芸』5-2、1948 [→後に多少字句を変更の上、「東亜の殉死」と題して同『楊貴妃とクレオパトラ』1955に再録])などがある。加えて(13)重松俊章「支那古代殉送の風習に就いて」(池内宏編『白鳥博士還暦記念東洋史論叢』1925)は、中国古代を中心にモンゴル・チベット・日本の殉死に幅広く論及する。
- ② 前掲の小松真一「北アジアに於ける殉死の風習に就いて」頁12-13、田中克己「東亜における殉死の慣習」頁8(「東亜の殉死」頁106)参照。シャマニズム的な他界観については、ウノ・ハルヴァ(田中克彦他訳)『シャマニズム アルタイ系諸民族の世界像』1971(原著 Uno Harva: *Die Religiösen Vorstellungen der Altaischen Völker*. Helsinki, 1938)の第一七章「死者の世界」頁312-330に詳細な記述がある。
- ③ 内堀基光「殉死・殉葬」(『縮印版』文化人類学事典)1994)頁363-364。なお、江戸時代初期における武士の自発的殉死に関しては、山本博文『殉死の構造』1994に系統立った鋭い考察がある。同「殉死の実態」(『教科書には出てこない江戸時代将軍・武士たちの実像』2008収録)は前著の要約である。
- ④ ここで用いた『太祖武皇帝実録』は「影印〔滿文〕大清太祖武皇帝実録」(『東方学紀要』2、1967所収)である。本文に掲げた拙訳は、『太祖武皇帝実録』と同文の『滿洲実録』を和訳した今西春秋『滿和蒙和对訳滿洲実録』(1992、頁359-360)を参照した。

- ⑤ 鴛淵一「鄭親王擬定阿布泰那哈出罪奏に就て」(『人文研究』6-9、1955)、および前島又次「睿親王多爾袞を中心として見たる清朝初期の継嗣について」(『山下先生還暦記念東洋史論文集』1938の特に頁807-808)参照。いま、鴛淵論文所引「擬定阿布泰那哈出罪奏」〔順治一〇年四月三〇日付〕(『国朝史料零拾』1935所取)の前半を書き下して掲げると、

諸王大臣、聖旨を奉ずるに「太祖の時、阿布泰那哈出の姉弟曾て合謀して太宗を陥れんと欲し、陰かに奸悪を行ふ。朕思ふに、犯罪の人、朕が躬を干す者有れども、尚ほ寛宥す可し。太宗を嫉忌するの悪人の若き、朕何ぞ能く置きて問はざらんや。罪を議して具奏せ著めよ」と。臣等謹みて旨に遵ひ会勘し得たるに「太祖の時、墨勒根王の母及び阿布泰夫婦、太宗を陥れんと欲し、行ふ所の諸悪事、臣等尽く知る。後に太宗皇帝、位を嗣ぎ、旧悪を念はず、特に赦宥に従ふ。……」(以下省略)

とあり(頁8)、これに基づいて鴛淵氏は墨勒根王(睿親王ドルゴン)の母ウラ＝ナラ氏とその弟アブタイ＝ナクチュが太祖の生前に、具体的内容は不明ながら「太宗を陥れんと欲し、陰かに奸悪を行」ったからこそ、「太祖の崩ざるや皇太極は機先を制して太祖の遺言なるものを作って大妃に殉死を迫」ったと説く。

- ⑥ 岡田英弘「清の太宗嗣立の事情」(同『モンゴル帝国から大清帝国へ』2010[初出『山本博士還暦記念東洋史論叢』1972])頁431-432。ただし、岡田論文は大妃の殉死を榮譽の行為とする具体的な根拠を明示しているわけではない。

- ⑦ 下記の拙訳も今西春秋『満和蒙和对訳満洲実録』(頁91)に準拠している。

その(癸卯)年九月、マンジュ国の太祖スレ＝ベイレの中の大妃 dulimbai amba fujin が病んで崩じた。……十四歳にて太祖スレ＝ベイレに連れ添った。容姿秀麗にして満月のごとく、心根は寛やかに喜色があり、重々しく謹厳であり、聰明にして言辞は柔和、称賛されたとて妄りに喜ばず、悪言を聞いたとともとの顔貌のまま喜色を変えず、口から悪言を出さず、媚び諂う輩を好まず、讒言奸詐をなす者を推奨せず、邪まなこと、乱れたことばを耳にせず、心を尽くして太祖スレ＝ベイレの意志に添い、終始善を尽くして、過誤するところがなかった。

- ⑧ 松村潤『清太祖実録の研究』2001・頁2-3によれば、『太祖武皇帝実録』は太宗崇徳元年に告成した『太祖太后実録』をドルゴンが重修させたもので、生母殉死関連部分を削り、順治七年中に完成したが、削除部分はドルゴン没後に復元されたという。『太祖太后実録』という実録の体例を破った書名は、生母が紛れもなく太后(amba fujin)であったことを明示し、自己のハン位継承を正当化しようとする太宗の意図に出た命名とされている。また、松村潤「清太祖武皇帝実録の編纂」〔初出1975〕(『明清史論考』2008)頁328

もあわせて参照。

中国第一歴史檔案館編『清初内国史院滿文檔案訳編（下）順治朝』1989の順治八年閏二月二八日条（頁173）に「又た剛林の史書を毀つの一案、剛林に訊く。供に抛るに“睿王、『太祖実録』を取閱し、伊の母の事を刪去せ令む。……”」（満文：garin suduri bithe be efulehebi.ere be garin de fonjici mergen wang taidzu i yargiyan kooli bithe be gamafi tuwafi mergen wang ini eniyei babe efule seme jakade, ……）としてドルゴン派ガリンの供述が見えているが、どのように文章を削除させたのかまでは不詳である。

- ⑨ 管見（「清初ニル類別考」『立命館文学』618、2008）によれば、入関前において八旗諸ニルはいまだ整然たる名称体系をもつに至っておらず、従ってニル相互の性格的相違は個々の用例から帰納的に再構成する他ない。いま、結論のみ要約すれば、ニルはまずハン・皇族王公によって公的に分領される「外のニル」tulergi niru（または「グサのニル」gūsai niru）と、ハン・皇族王公の家に私的に隷属する「家のニル」booi niru（または sin jeku niru ともいい、王公の booi niru を特に delhetu niru と呼称する）に区分され、前者はさらに「内のニル」dorgi niru（各種の国家的徭役を負担する通常一般のニル）と「専管ニル」enculehe niru（功臣が保有する、徭役を免除された特権ニル）に再区分されていた。
- ⑩ 今西春秋『満和蒙和对訳満洲実録』頁259-262、満文老檔研究会訳注『満文老檔 I 太祖 I』頁306・331・371・484など。
- ⑪ 『八旗通志初集』卷一五三・呉拝伝の庚戌（万曆三八/1610）年の記事に「雅孫巴図魯」と見えている。『満洲名臣伝』卷六・武拝伝と対照すると、この記事は天命三（1618）年に繫年すべきものようである。
- ⑫ 後金・清初の世職体系とその名称の変遷については、これ以後すべて下表を参照されたい。

天命5(1620)年 →	天聰8(1634)年 →	順治4(1647)年
総兵官(1~3等)	昂邦章京 amba janggin(1~3等)	精奇尼哈番 jingkini hafan(1~3等)
副将(1~3等)	梅勒章京 meiren i janggin(1~3等)	阿思哈尼哈番 ashani hafan(1~3等)
参将(1~3等)	甲喇章京 jalan i janggin(1~2等)	阿達哈哈番 adaha hafan(1~3等)
遊撃(1~3等)	甲喇章京 jalan i janggin(3等)	
備禦	牛录章京 niru i janggin	拜他喇布勒哈番 baitalabure hafan
	半個前程 hontocho niru i janggin	拖沙喇哈番 tuwašara hafan

- ⑬ 『満文老檔IV 太宗 I』頁7・63-64 参照。
- ⑭ アドリアン・グレロン（矢沢利彦訳）『東西曆法の対立—清朝初期中国史—』1986（原著 P.Adrien Grelson: *Histoire de la Chine sous la domination des Tartares*）

Ou l'on verra les choses plus remarquables qui sont arrivées dans ce grand Empire, depuis l'année 1651, qu'ils ont achevé de le conquérir, jusqu'en 1669 Paris, 1671 [『だったん人の統治下のシナの歴史。このなかで読者はだったん人がこの大帝国の征服を成就した 1651 年から 1669 年までにこの国で生起した著しいことどもを讀むであろう』] は、順治帝がスクサハを寵遇した理由を「スカマが王（ドルゴン）の死後、王が摂政に任じている間に立てた企図（順治帝を排除するための〔筆者補〕）を暴露した。……以来スカマは重用され、第一級の職についてきた」（頁 342-343）と指摘する。

- ⑮ 同上書、頁 342・345。
- ⑯ 『満洲名臣伝』巻四・蘇納伝に「蘇納、姓は納喇氏、葉赫貝勒^{ギンタイシ}金台石の同族なり。太祖高皇帝創業の時、蘇納は兄弟を棄てて来帰し、公主に尚して額駙と為る。所属の人口を編して佐領に任ず。……天命四年、太祖既に葉赫を滅し、蘇納に命じて其の親属を取め、并せて之を領せしむ」とあり、『星源集慶』太祖高皇帝第六女条（頁 23）に「癸丑（万曆四一/1613）年、葉赫納喇氏都統蘇鼐に下嫁して婿と為す」とあるので、スナが来帰したのはイエハ滅亡前の万曆四一年と確定し得る。『東夷考略』海西・万曆四一年条の「金台失^{ギンタイシ}の従兄、亦た往きて奴（ヌルハチ）に投ず」も、スナ（ギンタイシの従兄ではなく再従姪）の来帰を指すのであろう。
- ⑰ 前掲アドリアン・グレロン『東西曆法の対立—清朝初期中国史—』頁 147-148。
- ⑱ 劉浦江「契丹人殉制研究——兼論遼金元“烧飯”之俗」（『文史』2012-2、頁 182-183）によると、遼代の契丹人においても、亡き皇帝に対する殉死を願い出た高位の近臣が確認されるものの、国家はその赤誠を表彰するにとどめ、願望を聞き届けることはなかったようである。
- ⑲ ヒャムシャンの殉死を、たとえば杉山清彦「大清帝国と江戸幕府——東アジアの二つの新興軍事政権——」（『世界史を書き直す 日本史を書き直す—阪大史学の挑戦—』2008 所収）頁 182-185 は主従関係の強固さに帰そうとするが、筆者はより情動を重んじた説明に傾く。

山本博文氏は江戸初期の追腹について「戦争が非日常化した十七世紀になると、武士たちは戦いに命をかけることの代償として、主君の死に自らの命を捧げることを選んだ。殉死の流行は、形こそ『美風』と受け取れるものだったが、武士の、とくに体制から疎外されつつあった『かぶぎ者』的武士の自己主張のひとつの形であった」（前掲『殉死の構造』頁 205）と結論する。「かぶぎ者」の倫理意識は「今でいう任侠の世界のような属性をもって」おり、「それは当時の言葉で『男道』とか『侍道』と称され」とともに、「自分がほれた上司のためには命をかける」といった側面があるものの、「そこには主従関係（体制としての；筆者補）とは別の意識が働いてい」たとされる（以

上、すべて同上書・頁 149 に拠る)。ヒヤムシャンは名門の旗人ながら、その行動を律した「勇有りて義を好む」気質には、意外に「かぶき者」の心性に通ずるものがあつたのではあるまいか。こうした意味で、前掲重松俊章「支那古代殉死の風習に就いて」が、秦末漢初の群雄であつた田横と任侠の気節をもって結合した「客五百人」について「田横の恩誼に感じて自発的に之に殉じたのであるから、我が国武家時代の主人に殉ずる追腹の風と全く同一で、支那の歴史では殆ど稀有の例と見てよい」(頁 504-505) と指摘するのは特筆に値する。

- ⑳ 田中克己「東亜における殉死の慣習」頁 2 (「東亜の殉死」頁 96)。田中氏は出典を示していないが、ドゥンダリは『初集』巻七・旗分志七・鑲白旗・第二參領・第一二佐領条に「原と国初に編し肅親王に隸するの包衣牛录に係り、始め敦達礼をして管理せしむ」とあり、アンダリは同書巻四・旗分志四・正黄旗・包衣第二參領・第二滿洲佐領条に「始め安達礼の管理に係る」とあり、『八旗滿洲氏族通譜』卷三二・葉赫地方顔扎氏の安達里伝にも「正黄旗の包衣人 booi nirui niyalma」とある。なお、本文所引の『世祖実録』にドゥンダリとアンダリの子孫に「永く徭役を免ず」の特権を授与したとある。ポオイ=ニルは本来徭役免除の対象であるから矛盾を生ずるが、兩名の子孫はその後、ポオイ=ニルから通常のニルへ撥出されている(上記『初集』旗分志の各条)ので、免役は子孫の撥出を前提とする措置なのであろう。
- ㉑ 『初集』巻二四・敦達礼伝には「敦達礼の弟達拜」とあるが、同書巻七・旗分志七・鑲白旗・第二參領・第一二佐領条に「敦達礼故し、其の叔父朱馬海の長子達拜を以て管理せしむ」とあり、無論後者をとるべきである。
- ㉒ 清代蘇州の歳時記『清嘉録』(中村喬訳注、平凡社『東洋文庫』491、1988)巻一・正月条に「上年墳(正月の墓参り)」(頁 22)とあり、「年」が「正月」、「上墳」が「墓参り(をすする)」を意味したところから推して、「上月墳」とは故人が他界したその「月を踰え」た翌月の、恐らくは故人の命日に親類縁者が行う墓参りを指す語彙なのであろう。
- ㉓ 祁美琴『清代内務府』1998、頁 258-259 参照。なお、『石渠余紀』巻三「紀立内務府」に「(内務府の)七司を案ずるに、……四を会計司と曰ふ。……凡そ宮女・太監・乳母・保・姥を選ぶに、皆之を掌る」とあり、皇子の乳母・保母(子守り)・姥(産婆)の選定は内務府の会計司が管掌した。皇子の乳母は特に *dergi huhun i eniye* と呼称した(滿文『内国史院檔』順治二年一月初四日条)。
- ㉔ フダリの殉死については、イエズス会宣教師ルージュモン(François de Rougemont 魯日滿)の“*Historia Tartaro-sinica nova*”(1673)——ここではラテン語原本のポルトガル語訳を中文訳した何高濟『韃靼征服中国史・韃靼

中国史・韃靼戦記』2008所収の『韃靼中国史』を用いた——が、以下のよ
うな興味深い異聞を載せる（頁277）。

北京城内に韃靼名家出身の青年がいて、年は二五歳くらいで故皇帝（順
治帝）の寵愛をつぶさに受けていた。その情愛は彼の年格好が同じほど
で、容貌がたおやかで美しく、とりわけ魅力があったからであり、これ
らの長所は彼の美しさと愛くるしさを際立たせた。このため皇帝が死ん
だその日、太后はこの青年を呼びにやり、こう言った。「よくもまだ生き
ていたものだな」。不幸な青年は顔が蒼白となった。というのも、太后の
短いことばが何を意味するかを知っていたからであり、彼の皇帝に対する
忠貞は死者のお供をすることを求めている。[太后は彼に言った]「さて、
もしお前が我が子の忠実な伴侶ならば、勇敢にあの世に行かねばならぬ。
我が子はお前を待ちこがれ、恋しくてならぬはずだ。お前は韃靼人の風
習を知っていようし、私もお前の愛情が真実だと思っている。だから、
これ以上くどくど言う必要はあるまい。私に代ってお前の父母に気持ち
を伝え、最後のお別れをせよ」と。青年は地に跪き、「太后の思召すまま
に従います」と答えた。言い終ると家にとって返したが、父母はこの不
吉な知らせを聞きや、たちまち顔色が変わり落涙した。親友は皆この知
らせによって悲嘆に暮れて彼の家に集まった。その中には喜び勇んで早
く死ぬのがいいと勧めるものもいたが、彼らは太后の意志に逆らう勇気
がないのであった。他の人々は反対に、花の盛りの年齢でいまだ人生を
享受していないことに同情し、逃げて助かるよう勧めた。丸一日がこう
した言い争いと悲嘆のうちに過ぎ去った。翌日、太后は可哀そうな青年
がまだ生きているのを知って、配下の大官二人を遣わし鍍金の箱を礼物
（賜死の札、つまり愛の繩索）に持たせた。その中には韃靼人が持ち歩く
弓弦のようなものが入れてあった。あわせて太后は二人に必ず手ずから
この一件を結着させよと命じた。結局、この日、青年は自分の父母の家
で絞殺され、かくて韃靼と中国の最も美しい花が散ったのであった。彼
は確かに前途有望であったはずなのに、このようにして死んだのであった。

こうした同性愛関係が順治帝の個人的嗜好であったか否かは不詳であるが、
日本近世の追腹がしばしば主君・家臣間に介在した男色関係に起因し、ある
種情死の側面を帯びたことを髣髴させる事例ではある（掲掲『殉死の構造』
頁37-55）。してみると、順治帝の乳兄弟にして側近の侍衛、さらには愛人でも
あったフダリは太后の命令を待たずともなく、自らの意志で殉死したと見
るべきであるまいか。

ルージュモンならびに“*Historia Tartaro-sinica nova*”については、Paul Begheyn
S.J., Bernard Deprez, Rob Faesen S.J., and Leo Kenis(ed.) “*Jesuit Books in*

the Low Countries 1540-1773” Leuven, 2009 所収の Noël Golvers ‘François de Rougemont S.J., *Historia Tartaro-sinica nova* (1673)’ pp.193-195 の解説を参照されたい。

- ②⑤ 『聖祖実録』康熙一二年六月乙卯条に、短く「命禁止八旗包衣佐領下奴僕隨主殉葬」とある。ただし、原文（ここでは盛京崇謨閣蔵の大紅綾子本を満洲国國務院が影印した『大清歴朝実録』[1937]を、さらに縮印した台湾華文書局版に依拠）では、「包衣佐領下。奴僕」のごとく圈点（読点に相当）が打たれているので、「包衣佐領下の奴僕」ではなく、「包衣佐領下と奴僕（一般の）」と解釈されねばならない。
- ②⑥ 『清史稿』卷二六四・朱裴伝（劉健伝附）に

満洲の俗は殉葬を尚ぶ。裴、申ねて禁ずるを疏請す。略々言はく「幽明を泥信すること、未だ此くの如きの甚しき者有らず。夫れ主命を以て奴僕を責問すれば、或は威を畏れて敢へて従はずんばあらず、或は徳を懷ひて従はざるに忍びず。二者俱に訓と為す可からず。生を好み死を惡むは人の常情なり。捐軀輕生は盛世の宜しく有るべき所に非ず」と。疏入り、可を報ず。

とある。下線部のように、表向き自発的と見える場合もあったようであるが、これとて所詮は「責問」に対する反応であって、志願の殉死と同列に論じることができない。前掲の鄭天挺「満洲入関前後幾種礼俗之変遷」（頁 77）によれば、朱裴のこの上疏を承けて康熙一二年の奴僕殉死禁止令が發布されており、「包衣佐領下奴僕」はやはり皇帝・王公の奴僕たるボイイ=ニル下の成員とそれ以外の奴僕一般を並列したものと解される。なお、朱裴は順治三年の進士であり、康熙三十九年に卒した（『碑伝集』卷八「通議大夫戸部右侍郎朱公裴墓誌銘」）。

- ②⑦ 東洋文庫東北アジア研究班編『内国史院檔 天聰八年』2009、頁 59 の満文ローマ字転写に準拠し、拙訳を施した。

- ②⑧ 天聰八年の禁令以後も、房婢（侍妾）に対する殉死の強制がやまなかったことは、順治初纂満文『太宗実録』崇徳七（1642）年九月初二日条に
多羅安平貝勒（太祖長孫ドウドウ）の房婢 [sula hehe/ 侍妾] が、貝勒の亡くなって一ヶ月経った後、縊れて死んでいる。この理由により福金 [fujin/ 夫人] に対して「汝が（殉死を）迫り続けて死んだのだ。本当に殉死するのなら、貝勒と一緒に死ぬだろう。髪を切ってから日久くして何故死ぬのか」と福金を死罪とするように裁いて上聞した。

と明文がある。また、順治末年の寧古塔地方に関する見聞記『絶域紀略』にも、関連の記述がある（本文「おわりに」参照）。ただ、同じく寧古塔地方の見聞記でも、康熙年間成立の『寧古塔紀略』や『柳辺紀略』に殉死への言及が

ないのは、康熙帝の禁令が一応浸透したことを示唆するものであろう。なお、注③も参照のこと。

- ②⑨ 田中克己「東亜における殉死の慣習」頁2-3・頁5（「東亜の殉死」頁97・102）。参考までに補足すると、呉宗阿纂修『吳俄爾格家乘』（本溪市党史地方志弁公室編『遼東滿族家譜選編』2012）所収の「旌表貞節碑文 unenggi jalangga be iletuleme tucibure bei bithe」（康熙四八年撰）にも、ウジュ（呉宗阿の曾祖父で入関前の人）の死んだ後、節を守った寡婦陳氏の言として「婦人の道として夫に殉じて死ぬのは後嗣がないからで、……（後に残った幼子を）我自らが世話し、育てあげ、教育しないなら、この責務を誰に託すのか」（頁20-21）とあり、またジャンキ（呉宗阿の族兄）の妻李氏が「我は年若く、子らがない。死なずして何を後悔しようか」（頁24）とあって、病死した夫の後を追って康熙一五年三月に殉死したとある。『初集』巻二四二・列女伝に「李氏、内務府正白旗の阿納代佐領下、張奇の妻なり。張奇、康熙四十四年二月十四日に病故す。氏、年二十一歳、独生せざるを誓ひ、遂に自尽す」とあり、李氏が殉死したのは康熙一四年とするのが正しいようである。
- ③⑩ 前掲張晋藩・郭成康『清入関前国家法律制度史』頁464-465、ならびに前掲定宜庄『滿族的婦女生活与婚姻制度研究』頁122参照。
- ③⑪ 田中克己「東亜における殉死の慣習」頁4（「東亜の殉死」頁100）、同「マンジュ族の殉死」頁111。『聖祖実録』康熙二七年五月乙亥条に、礼部が山西省の烈婦荆氏らの旌表を上疏してきたのに対して、康熙帝の件の上諭が上曰く「夫死して殉ずるは、日者数々之を禁ず。今、京師及び諸省を見るに、殉死する者尚ほ衆し。人命は至って重大なり。而して死喪は惻然の事なり。夫れ修短寿夭は当に其の自ずから然るに聴すべし。何為れぞ自ら其の身を殞なしめんや。寧ろ惟だに是れのみならず、輕生従死は常に反するの事なり。若し更に従ひて之を旌異すれば、則ち死亡する者益々衆からん。夫れ何の益か。此の後、夫死して殉ずる者は、当に其の旌表を已むべし。王以下細民に至るまで婦人従死の事、当に永永に之を嚴禁すべし。若し必ず従死せんと欲する者有れば、部及び該管官に告げ、具さに以聞し、以て裁定を俟て。議政王・貝勒・大臣・九卿・詹事・科道官は会同し、確議して焉を奏せよ」と。
- と見えている。
- ③⑫ 拙稿「清初マンジュ人の〈分家〉管見」（『アジア史学論集』6、2013）頁16-21。
- ③⑬ 拙稿「清朝入関前の〈アゲ〉ageについて——天命期を中心に——」（『立命館文学』582、2004）頁14。
- ③⑭ 同上。ドルゴンの婚礼を『滿洲実録』は天命九年五月二八日条に繋げるが、満文老檔研究会訳注『満文老檔Ⅲ 太祖3』頁1104の記事では無年月となっ

ている。研究会訳注本の同条付注（同上書、頁 1235）は婚礼を天命八年九月と推定しており、これが正しいとすれば、ドルゴンの妻帯年齢は一二歳であったことになる。

- ③⑤ 『満文老檔Ⅴ 太宗 2』頁 873。
- ③⑥ 『愛新覺羅宗譜』丁冊・玉牒之末・頁 85。
- ③⑦ 継娶福晋ハダ＝ナラ氏所出の六男子中、第五子費楊古泰（康戊年/1610 出生 [『愛新覺羅宗譜』丁冊・玉牒之末・頁 119]) は天聰六年当時、二三歳であるから、「幼い」男子とは末子のアカタ＝アマ以外に存在しない。『愛新覺羅宗譜』（丁冊・玉牒之末・頁 125）は第六子阿克塔瑪、すなわちアカタ＝アマ akata ama を三歳で夭折したとするが、天聰九年頃まで生存していた確証がある（東洋文庫清代史研究室訳注『旧満洲檔 天聰九年 1』頁 120）ので、マングルタイ病没当時は一三歳であったはずである。アカタ＝アマ（阿喀達とも）が妻帯したのは天聰七年七月のことであり（杜家驥『清朝満蒙聯姻研究』2003、頁 116・601）、ときに一四歳であった。
- ③⑧ 大妃の殉死について付言すると、康熙重修漢文『太祖高皇帝実録』が『武皇帝実録』とほぼ同内容であるのに反して、乾隆三修漢文『太祖高皇帝実録』はわずかに「大妃以身殉焉。年三十有七。」と記すにとどまり、大妃への否定的評価や太祖の遺命ばかりか、大妃が諸王にドルゴン・ドドの撫育を懇請したことまで削除されている。殉死の強要が清室の忌避に触れたためであろうが、遺書云々の話が虚構ならば、この措置も怪しむに足りない。
- ③⑨ ドドが妻帯したのは天聰二年九月であり（杜家驥『清朝満蒙聯姻研究』2003、頁 7・8・31・599）、やはり一五歳であった。
- ④⑩ 松村潤「清太宗の後妃」（同『清朝史論考』2008 所収）頁 214-215。
- ④⑪ 『星源集慶』および『清皇室四譜』の孝荘皇后条。
- ④⑫ 松村潤「清太宗の後妃」頁 200、頁 215-216。
- ④⑬ 継妃ウラ＝ナラ氏がホォゲを一六〇九年三月に生んでいるからには、元妃ニュフル氏が太宗に嫁いだのは遅くとも一六〇八年以前である。ちなみに、ニュフル氏は『満文老檔』天命八年五月九日条（『満文老檔Ⅱ 太祖 2』頁 762）に「チェルゲイ（エイドゥ第三子）の妹であるホォゲの母は……不遜で悪かったので、殃が至って夫に棄てられた」とあって、離婚されたことを知るが、その時期は不詳である。ここにいう「ホォゲの母」とは、ニュフル氏がホォゲの嫡母であったことを指し、もとより生母の謂ではない。
- ④⑭ 皇九子フリンが生まれた崇徳三年正月三〇日の二日前に、太宗最愛の宸妃の生んだ皇八子が命名を待たずに二歳で夭折している（〔太宗后妃表〕参照）。『李朝実録』仁祖一六（＝崇徳三）年二月甲辰条に

左議政崔鳴吉、瀋陽自り回る。……上曰く「彼中の情形、卿の見る所に於いて如何」と。対へて曰く「……聞くならず、(汗の)長子は不肖なりと。故に上年生む所の子を以て立嗣するの意有り」と云ふ。……」と。

とあり、太宗が「立嗣するの意」を有した「上年生む所の子」が皇八子に他ならない。「立嗣するの意」は太宗が皇八子の誕生と夭折に常軌を逸した歎喜と悲嘆を見せたことから確かめられる(今西春秋「清の太宗の立太子問題」『史学研究』7-1・1935、頁115-118、および前掲前島又次「睿親王多爾滾を中心として見たる清朝初期の継嗣について」頁818-819)。対する「長子」、すなわちホオグが「不肖」であるというのは、側生子ゆえに嗣子たる資格において劣ったことを意味するのであろう。

なお、補足ながら、中国第一歴史檔案館『清初内国史院滿文檔案訳編(上)』1989・崇徳七年一二月(丁丑/一二日[頁501])条の「皇子章京方喀拉甫めて五歳、一壘を射中す」が、乾隆三修『太宗実録』では「皇九子甫めて五歳、一壘を射中す」と記述されており、フリンは幼時、章京方喀拉 janggin fangkala とも呼称されたようである。

④⑤ 殉死、特に妻のそれは多くの場合、その対象となる人物の死後一日内外に行われた(田中克己「東亜における殉死の慣習」頁5[「東亜の殉死」頁102])。ところが、荘妃の場合、前掲遺詔の内容が正確な記憶に基づく限り、皇族諸王がフリンの即位に合意した崇徳八年八月一四日(日付は『瀋陽状啓』による)以後、殉死を決意したことになり、太宗の病状が悪化して急死した八月九日から少なくとも五日以上は経過している。心底、殉死する意志があったのか、疑わしいといえれば疑わしい。前注②⑧所引順治初纂滿文『太宗実録』の「本当に殉死するのなら、貝勒と一緒に死ぬだろう」も参照せよ。

④⑥ 田中克己「東亜における殉死の慣習」頁7(「東亜の殉死」頁105)は、『北虜風俗』(成書1594)「葬埋」条の

初め、虜王と台吉の死するや、亦た略々棺木の具有り。其の生平の衣服・甲冑の類を併せて、俱に深僻莽蒼の野に埋む。死するの日、尽く其の愛する所の僕妾・良馬を殺すこと、秦穆殉葬の意の如し。……今は貢を奉ずること謹にして、仏を信ずること甚し。専ら諸俗、其の旧に仍ると雖も、独り葬埋のみ殺傷の惨は頗る改易す。

を引き、殉死の風習を衰退に導いたのはチベット仏教への帰依であったと明言する。仏教入信の決定的な契機は青海チャブチャルにおける第三世ダライ＝ラマ(ソナムギャムツォ)とアルタン＝ハンの会見(1578)にあったとされるが、その席上、ダライ＝ラマはホトクタイ＝セチェン＝ホンタイジ(アルタン従孫)に

従前モンゴル人死せるときには高下の別に従い、自らの妻・従僕・馬・

財（家畜）等を犠牲として献げたるも、今よりは……僧伽とラマに献げ、祝福と祈祷を願え。死者に従わせんことを思いて犠牲を献ぐることを決してなすな。もし以前のごとくに人を殺す（犠牲として献ぐる）ものあらば、戒によりて身体より生命いのち離れん。馬・家畜を殺すものあらば、戒によりてすべての財は没取されん。……」

と語った（佐藤長「第三代ダライラマとアルタンハンの会見について」『中世チベット史研究』1986・頁330-331所引の“*Rje btsun thams cad mkhyen pa Bsod nams rgya mtshoḥi mam thar dnos grub rgya mtshoḥi ciiṅ rta*”の訳文による）。『北虜風俗』成立を遡る僅か一六年前のことである。

以上の挙例から推してモンゴル人の殉死は概ね強制的だったようであるが、自発的な殉死も存在したことは、順治初纂滿文『太宗実録』崇徳二年閏四月二六日条に

シャジダラ、ランスという二人の蒙古人がハン（太宗）の侍衛ヒヤらに向かつて言うには「我らがチャハルのハン（リンダン＝ハン）のもとに居るとき、このような困窮には前方で騎射したものであった。いま、我らを獵人の前方に騎射させず、後方を行かせる」と言ったのを、聖ハンが聞き……「汝らがチャハルのハン（の方）が好いと云うのなら、主になにゆえ殉じて死ななかつたのか (ejen be ainu dahame bucehekū)。……」と嘆き怨んだので、……

とあり、ほぼ推察可能である。

- ④⑦ 前注①の(5)愛新覺羅・恒順「清初滿洲人殉習俗与大妃之死」頁48-49。実は大妃の他に、太祖にはアジゲン ajigen とデインジェ deinje という二妃も殉じている。二人は『滿洲実録』に小妃 buya fujin と見え（『滿和蒙和对訳滿洲実録』頁361）、『滿文老檔』ではタインチャ tainca、すなわちデインジェが「ハンの屋敷内で身近かに召し使う房婢 sula hehe」とは明確に区別して、小妻 buya sargan あるいは小妃 ajige fujin と呼称されている（『滿文老檔 I 太祖 I』頁214・221）。房婢（婢妾）よりは上位にあったものの、タインチャは元來太祖に「公けに陪坐し食事を同じ卓に用意」される資格をもたなかった（同上）。さらにアジゲンとデインジェは、二人とも『星源集慶』（清室の玉牒）に載録されてすらいない。要するに、二妃が庶妃のなかで最も身分が低く子もいなかったため、太祖に殉ずることが予定されていたのであろう。

（本学非常勤講師）